

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

2021年4月1日

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金には、消費税(税率10%)が加算されます。

技術的審査料金

別表第1 住宅 (一戸建ての住宅、併用住宅、長屋、共同住宅)

(単位:円、消費税込み)

種別		料金			
		基本料金	審査戸数加算額 (1戸あたり)※	設計評価 ※1※2 併願	
一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)		33,000	—	16,500	
共同住宅 (重ね建て、連続 建てを含む)	住戸のみ の場合 (住戸数 は評価対 象戸数に よる)	1住戸	33,000	—	16,500
		2住戸	33,000	16,500	27,500
		3~10戸	44,000	4,400	33,000
		11~20戸	55,000	3,300	44,000
		21戸以上	77,000	2,200	60,500
	住棟全体 の場合 (住戸数 は全体戸 数による。 共用部を 含む)	2住戸	44,000	16,500	33,000
		3~10戸	55,000	4,400	44,000
		11~20戸	66,000	3,300	55,000
		21戸以上	88,000	2,200	71,500
	住棟全体 +住戸の 場合 (住戸数 は対象戸 数による。 共用部を 含む)	2住戸	44,000	16,500	33,000
		3~10戸	55,000	3,300	44,000
		11~20戸	66,000	2,200	55,000
21戸以上		66,000	2,200	71,500	

棟単位で10,000㎡を超える建築物は確認申請を受諾できないため、お取り扱い致しません。

※1 設計住宅性能評価添付図書と同じ場合を言います。

※2 設計住宅性能評価併願の料金は、概ね半額となります。

注 共同住宅の住戸数の数え方は、下記によります。

- ① 住戸のみの場合は、「評価対象となる戸数」によります。
- ② 住棟全体の場合は、「住棟全体の戸数」によります。
- ③ 住戸の審査と住棟全体の審査を併せて行う場合は、「評価対象となる戸数」によります。

別表第2 非住宅建築物

(単位:円、消費税込み)

計算方式	用途区分		用途1	用途2	用途3
			病院、ホテル、児童福祉施設等、集会所等、大学 用途2及び用途3に該当しない用途	事務所、学校(大学を除く。)、 物品販売店舗、飲食店	工場等(工場、自動車修理工場、倉庫をいう。)、自動車車庫
モデル建築物法	用途毎の床面積区分	300㎡未満	77,000	55,000	44,000
		300㎡以上 1,000㎡未満	110,000	88,000	66,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	132,000	99,000	77,000
		2,000㎡以上 3,000㎡未満	154,000	110,000	88,000
		3,000㎡以上 4,000㎡未満	176,000	121,000	99,000
		4,000㎡以上 5,000㎡未満	198,000	143,000	110,000
		5,000㎡以上 6,000㎡未満	220,000	176,000	132,000
		6,000㎡以上 7,000㎡未満	242,000		
		7,000㎡以上 8,000㎡未満	264,000		
		8,000㎡以上 9,000㎡未満	297,000	209,000	154,000
		9,000㎡以上 10,000㎡未満			
		上記以外	用途毎の床面積区分	300㎡未満	110,000
300㎡以上 1,000㎡未満	165,000			132,000	88,000
300㎡以上 2,000㎡未満	242,000			165,000	110,000
2,000㎡以上 3,000㎡未満	286,000			187,000	132,000
3,000㎡以上 4,000㎡未満	330,000			220,000	154,000
4,000㎡以上 5,000㎡未満	374,000			253,000	176,000
5,000㎡以上 6,000㎡未満	407,000			275,000	187,000
6,000㎡以上 7,000㎡未満	440,000			297,000	198,000
7,000㎡以上 8,000㎡未満	473,000			319,000	209,000
8,000㎡以上 9,000㎡未満	506,000			341,000	220,000
9,000㎡以上 10,000㎡未満	550,000			363,000	231,000

棟単位で10,000㎡を超える建築物は確認申請を受諾できないため、お取り扱い致しません。

用途1 詳細 病院、ホテル、児童福祉施設等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に定める施設をいう。)、集会所等(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1の(1)の項に定める用途をいう。))及び大学並びに用途2及び用途3に該当しない用途

用途2 詳細 事務所、学校(大学を除く。)、物品販売店舗及び飲食店

用途3 詳細 工場等(工場、自動車修理工場、倉庫をいう。))及び自動車車庫

複合用途の場合 非住宅部分の床面積によります。

複数用途の場合 用途1から用途3の各用途毎の床面積による額の合計によります。ただし、各用途の床面積の合計を用途1に当てはめた額を上限とします。

- ※1 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置または改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上表を適用します。
- ※2 モデル建物法及び標準入力法(主要室入力法を含む。)以外の評価手法の場合は、別途

別表第3 住宅及び非住宅建築物を含む複合建築物並びに複数建築物

建築物の別	住宅部分	非住宅部分	適用金額
複合建築物	別表1による	別表2による	合計額
複数建築物	棟毎に別表1または別表2に当てはめた料金(複合建築物の棟は、上記による料金)		棟毎の料金の合計額

計画の変更

別表1から別表3までの料金の2分の1とし、千円未満を切り捨てた額とします。

その他

- ① 適合証の再発行にかかる料金は、5,000円(税込み、5,500円)となります。
- ② 下記の場合は、各料金表の料金を減額できるものとし、別途協議となります。
 - (1) 同タイプの断熱仕様、設備機器を設置する技術的審査の依頼が複数あり、技術的審査が効率的に実施できると認められる場合
 - (2) その他審査が効率的に実施できると認められる場合